

大阪観光大学公的研究費取扱規程

(h. 27. 4. 1施行)

(目的)

第1条 この規程は、大阪観光大学(以下「本学」という。)における公的研究費の取扱いについて定め、その不正使用を防止し、適正な管理及び効率的な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」が対象とする研究費をいう。

2 この規程において「構成員」とは、本学の教職員および本学の公的研究費の管理・運営に関係する者をいう。

3 この規程において「不正使用」とは、架空請求に係る業者への預け金、実体を伴わない旅費、給与、謝金の請求等、法令等および本学の規程に違反した公的研究費の使用をいう。

(法令等の遵守)

第3条 構成員は、公的研究費の取扱いについて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、同法施行令(昭和30年政令第255号)、科学研究費補助金取扱規程(昭和40年文部省告示第110号)等の関係法令、および学校法人明浄学院経理規程、学校法人明浄学院財産管理に関する規程、学校法人明浄学院稟議決裁取扱規程、学校法人明浄学院旅費規程、学校法人明浄学院アルバイト職員就業規則その他の関連規程等、大阪観光大学科学研究費補助金に関する取扱要領(以下「経理規程等」という。)並びに交付等の際の条件を遵守しなければならない。

(最高管理責任者)

第4条 本学に、公的研究費の管理・運営について最終責任を負う最高管理責任者を置き、学長をもってあてる。

2 最高管理責任者は、本学における不正使用防止対策の基本方針(以下「基本方針」という。)を策定し周知するとともに、第5条に規定する統括管理責任者および第6条に規定するコンプライアンス推進責任者が公的研究費の適切な管理・運営を行うために必要な措置を講じる。

(統括管理責任者)

第5条 本学に、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の管理・運営について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者を置き、副学長をもってあてる。副学長職が空席の場合は、第6条に規定するコンプライアンス推進責任者がこれを兼ねる。

2 統括管理責任者は、不正使用防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、大学全体の具体的な対策を策定・実施し、第6条に規定するコンプライアンス推進責任者に対策の実施を指示するとともに、当該実施状況を確認し、定期的に、最高管理責任者へ報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 部局等(事務部門を含む。以下この条において同じ。)における公的研究費の管理・運営について実質的な責任と権限を持つコンプライアンス推進責任者を置き、学部長および大学事務局長をもってあてる。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行う。

(1) 自己の管理監督する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、定期的に統括管理責任者へ書面により報告書を提出する。

(2) 不正使用の防止を図るため、構成員に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(3) 構成員が適切に公的研究費の管理、執行等を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

3 コンプライアンス推進責任者は、必要に応じてコンプライアンス推進副責任者(以下「副責任者」という。)を任命することができる。

(職名の公開)

第7条 第4条から第6条の責任者(以下「各責任者」という。)を置いたとき、又はこれを変更したときは、その職名を公開する。

(経理事務)

第8条 公的研究費に係る契約、旅費、給与および謝金等の経理に関する取扱いは、別に定めのある場合を除き、経理規程等による。

(相談窓口)

第9条 公的研究費に係る事務処理手続および使用ルール等に関する学内外からの相談に迅速かつ適切に対応するため、相談を受け付けるための窓口(以下「相談窓口」という。)を置き庶務課をもってあてる。

(行動規範)

第10条 最高管理責任者は、不正使用を防止するため、本学の構成員の行動規範を策定する。

(研修会)

第11条 コンプライアンス推進責任者は、不正使用を防止するため、コンプライアンス教育等に係る研修会の開催その他の方法により、構成員の行動規範の意識向上を図る。

(調査委員会)

第12条 不正使用があった場合又は不正使用の疑いがある事案が生じた場合には、大阪観光大学公的研究費不正使用調査に関する規則および大阪観光大学公的研究費不正使用調査専門委員会規則(以下「不正使用調査規則」という。)に基づき設置する不正使用に係る調査委員会(以下「調査委員会」という。)において必要な調査を行う。

2 前項の定めによる調査の結果、不正使用があったと認められた者については、大阪観光

大学懲戒規程および不正使用調査規則に則り懲戒処分、氏名の公表等を行う。

3 各責任者において、管理監督の責任が十分に果たされず、その結果として不正を招いた場合、前項に準じる。

(不正使用防止計画推進部局)

第13条 不正使用の防止計画を推進するため、庶務課を不正使用防止計画推進部局とする。

(防止計画の策定)

第14条 不正使用防止計画推進部局である庶務課は、不正使用の防止計画を策定し、これに基づく業務の推進と管理を行う。

(執行状況の確認)

第15条 コンプライアンス推進責任者および副責任者(以下「コンプライアンス推進責任者等」という。)は、随時公的研究費の執行状況を確認し、著しく執行が遅れていると認める場合は、構成員に対し、当該理由を確認の上、必要に応じて改善を指導する。

2 執行の遅れが研究計画の遂行上問題があると判断された場合は、コンプライアンス推進責任者等は、繰越制度の活用、資金交付元への返還等を含めた改善策を構成員に遅滞なく示す。

(財源の特定)

第16条 構成員は、公的研究費の執行状況を的確に把握するため、発注段階において支出財源を特定して発注する。

(癒着防止)

第17条 発注又は契約する際は、経理規程等の定めにより行うこととし、発注又は契約を構成員に委任する場合においても、コンプライアンス推進責任者等は、構成員と取引業者との癒着を防止するための措置を必要に応じて講じる。

(検収業務等)

第18条 物品の購入、製造および修理に係る契約(以下「物品の購入等契約」という。)に伴う検収業務は、経理規程(付属規準を含む)等の定めにより行う。

2 非常勤職員の雇用等により研究協力を得る場合は、雇用依頼者および庶務課が勤務状況等を確認する。

(出張の確認)

第19条 研究遂行上必要となる出張については、別に定める大阪観光大学科学研究費補助金に関する取扱要領および学校法人明浄学院旅費規程に基づき出張申請の手続きを行い、出張後は出張報告書および出張の事実を証明するものを提出する。

(不正な取引を行った業者の処分)

第20条 不正な取引に関与した業者については、経理規程(付属規準を含む)等に基づき、取引停止等の措置を講じる。

(通報窓口)

第21条 不正使用等(その疑いがあるものを含む。次条において同じ。)に関する通報および情報提供を受け付けるための窓口(以下「通報窓口」という。)を置き庶務課をもってあてる。

(不正使用に関する報告)

第22条 通報窓口不正使用等に関する通報および情報提供があった場合は、窓口担当者は統括管理責任者に、統括管理責任者は最高管理責任者に、速やかにその旨を報告する。

(使用ルール等の理解度の確認)

第23条 庶務課は、不正使用防止計画推進部局として、不正使用を防止する観点から、構成員に対し公的研究費の使用ルール等に関する理解度の調査を実施し、その結果について問題があると認める場合は、必要な措置を講じる。

(不正使用防止取組み状況の公表)

第24条 庶務課は、不正使用防止計画推進部局として、不正使用の防止に向けた取組みの状況を本学の公式ホームページ等で公表する。

(監査制度)

第25条 本学における公的研究費を適切に管理するため、学校法人明浄学院法人本部総務部は、公正かつ的確な監査を実施する。

(内部監査と不正使用防止計画推進部局)

第26条 法人本部総務部は、必要に応じて、業務監査および会計監査を実施するほか、監事および不正使用防止計画推進部局である庶務課と連携して不正使用の防止を推進するための体制について検証するとともに、不正使用が発生しやすい要因に着目した監査を実施する。

(内部監査結果の報告と是正措置)

第27条 最高管理責任者は、内部監査結果の報告を受けるとし、必要と判断される場合には、コンプライアンス推進責任者に対し是正措置を講じるよう指示する。

(設備等の寄附)

第28条 研究代表者等は、補助金により設備、備品又は図書(以下「設備等」という。)を取得した場合は、直ちに本学に寄附しなければならない。

2 設備等の寄附を行った研究代表者等が、他の研究機関に所属することになった場合であって、当該研究代表者等が、新たに所属することとなる研究機関において当該設備等を使用することを希望する場合は、当該設備等を返還することができる。

3 前項の手続きは、学校法人明浄学院財産管理に関する規程による。

(直接経費に関する経理の委任)

第29条 公的研究費の交付を受けた研究者等は、その直接経費に関する経理を最高管理責任者に委任しなければならない。

2 研究者等から委任を受けた直接経費の経理に関する事務は、財務課の所管とする。

(間接経費の譲渡、使用に関する方針)

第30条 公的研究費の交付を受けた研究者等は、その間接経費を本学に譲渡しなければならない。

2 最高責任者は、譲渡を受けた間接経費を、国が定める「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(平成13年4月20日競争的資金に係る関係府省連絡申し合わせ)に基づき、その責任の下に公正・適正かつ計画的・効率的に使用しなければならない。

(細則等への委任)

第31条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第32条 この規程の改廃は、理事会で定める。

附 則

この規程は平成27年4月1日から施行する。